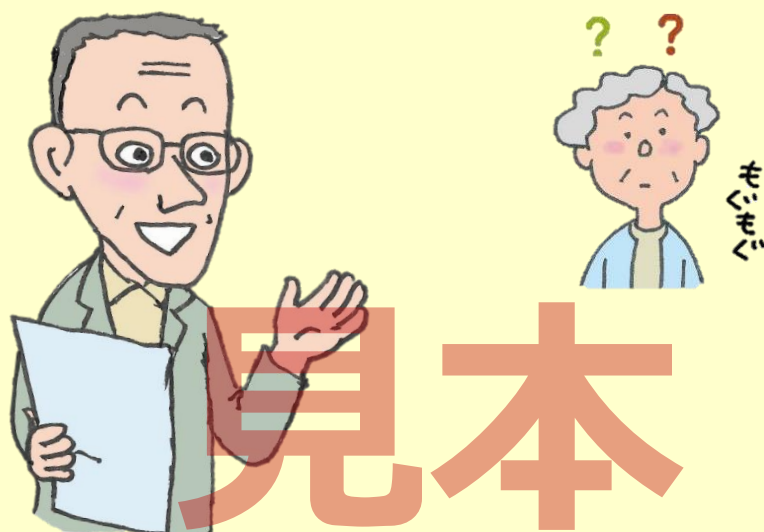


認知症利用者の事故防止 対策事例集

－ BPSD関連の事故は防ぎにくい－



■もくじ■

- 1 認知症利用者の痛みの訴えを無視してトラブルに
- 2 認知症利用者が肉団子を喉に詰まらせ窒息
- 3 在宅の認知症利用者を行方不明事故から守るには？
- 4 絶えず移動する認知症利用者の車椅子からのずり落ち)
- 5 「見守りの強化」よりはるかに効果的な骨折リスク対策を
- 6 毎日面会に来る思い入れの強いご主人の迷惑な世話焼き
- 7 認知症利用者の対応に困った時どんな言葉をかけますか？
- 8 認知症の利用者がホチキスの針を異食して深夜緊急受診
- 9 認知症の利用者が施設の窓から転落、施設を疑う家族
- 10 住宅型グループホームで認知症の利用者が次々に行方不明
- 11 認知症利用者の暴力行為について念書を取り付けたが
- 12 認知症の利用者が足趾3本骨折、原因説明したが再発
- 13 認知症利用者の暴力行為の情報を家族に伝えなかった
- 14 送迎車から降りたはずの認知症の利用者が行方不明
- 15 認知症利用者の行方不明事故の最悪のケースとは？
- 16 通院介助で利用者がブレーキを解除して車椅子が転倒死亡
- 17 デイサービスの認知症利用者の加害事故への対応
- 18 認知症の利用者の暴力で重大事故、精神疾患の既往歴が
- 19 入所してすぐに認知症が悪化したのは施設のせい！
- 20 介助中に利用者が暴れて転倒、職員の過失か？
- 21 10日間で2回骨折し家族が「転ばせてるのか？」と激怒

認知症利用者が肉団子を喉に詰まらせ窒息

■「えん下機能は正常なので普通食」は正しいか？

93歳の認知症の重い利用者Hさんが、肉団子(ミートボール)を喉に詰まらせて窒息して死亡しました。Hさんは食事は自力摂取でしたので、介護職がガチャンという音で振り向くと、Hさんがテーブルにうつ伏せになっていましたので、すぐに看護師を呼びました。看護師がHさんの口をこじ開けて口腔内を見ると、喉の奥にミートボールが詰まっていたので、吸引を施行しましたが効果がなく、すぐに救急車を要請しました。到着した救急救命士は、鉗子で喉の奥のミートボールを壊して掻き出し気道を確保しましたが、Hさんは既に亡くなっていました。

認知症の重いHさんは、以前からたくさんの料理をいっぺんに口に詰め込むトラブルはありましたが、今回の事故は丸呑みしたミートボールが喉の奥(咽頭口部と咽頭後頭部)に詰まり、気道をふさいで窒息したものでした。家族は「ミートボールを切り分けて食べさせるべきだった」と施設の責任を追及してきましたが、施設では、「Hさんはえん下機能は正常で普通食であったので、事故の危険は予測できなかったので責任はない」と主張しています。

認知症利用者が喉に詰まらせるリスクのある食べ物とは？

■認知症の利用者はなぜ食べ物を喉に詰まらせるのか？

認知症の重い利用者は、「食べ物の危険を認識して安全な食べ方で食べる」という能力が低下します。私たちは「大量の食べ物を一度に口に入れれば喉に詰まる」という危険を認識しているので少しずつ食べますし、喉に引っかかり易い食べ物は箸で切り分けて食べます。このように、私たちは食材に応じた安全な食べ方を無意識に選択していますが、認知症の利用者はこのような危険の認識が欠落し危険な食べ方をするようになります。

■ミートボールは危険な食べ物か？

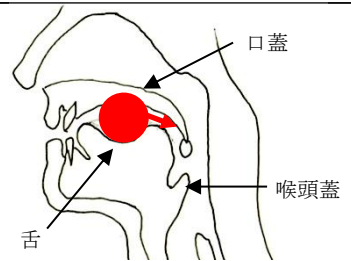
認知症の重い利用者が丸呑みをして、喉の奥に詰めてしまう食べ物で一般的によく知られているものは「黒飴」「小さな饅頭」「いなり寿司」などがあります。では、ミートボールはこれらの丸呑みをするると危険な食べ物なのでしょうか？これらの丸呑みをするると喉の奥に詰まってしまう危険な食べ物の条件は次の3点です。

- ①直径2～4センチで塊で丸呑みし易いもの
 - ②丸い形状で喉の奥にツルっと入り込み易いもの
 - ③喉の奥に詰まった時除去しにくい表面が硬いものや密度が高いもの
- ミートボールはこの3条件を備えており、認知症の利用者が丸呑みをして誤えんする危険を予測して、切り分けるなどの配慮をしていけば事故は避けられたかもしれません。

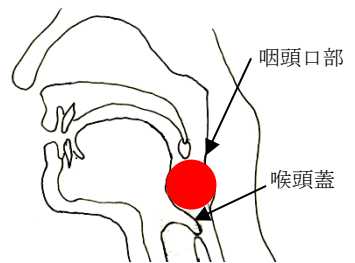
■喉に詰まり易い食べ物とは？

管理栄養士の方に3条件に該当する食べ物を選んでもらいましたので、提供する時は切り分けるなどの配慮をして、丸呑みによる誤えん防止への配慮をして下さい。

Hさんの誤えんの状況



舌と口蓋に挟まれた時そのまま喉の奥(咽頭口部)に運ばれる



咽頭口部の下部に詰まり喉頭蓋を押し付け気道を塞いでしまう

里芋の煮物、肉ジャガ、一口大にカットした蒟蒻、南瓜、白玉、もち、団子、大福、ゆで卵、パン、ハンバーグ、焼売、柔らかくならない煮物の人参、一口がんも、クワイ、黒飴、ベビーカステラ、



認知症の利用者が施設の窓から転落、施設を疑う家族

— 誰かが墜落させたに違いない！ —

■ 3階の窓から転落

Mさん(男性75歳)は、要介護2の軽度認知症の介護付き有料老人ホームの入居者です。半年前に入所その後隣の県に在住の娘さんは、一度も面会に来ていません。ある日午後9時、退社しようとした職員が「ドスン」という音を聞いて駆け付けると、Hさんが建物周りの通路に血まみれで倒れています。職員はすぐに救急車を要請して病院に搬送しましたが、Hさんは病院で亡くなりました。施設にやって来た警察が現場検証を行い、「3階の食堂の窓から転落したと思われる」と言いました。駆けつけてきた娘さんが興奮し、「誰かが突き落としたのではないか？前にもそんな事件があった」と発言したため、警察官は娘さんからも事情聴取を行いました。その後の捜査で食堂の防犯カメラの映像に、Hさんが窓の転落防止板をすり抜けて落ちる場面が映っていたため、警察は自殺と断定しました。ところが、娘さんは納得せず「すり抜けられる窓にしておいた施設にも責任がある」と言い始め、拳句の果てに「父が自殺する訳が無い、酷い扱いを受けたのではないかと、介護記録を要求してきました。介護記録を渡しても娘さんの疑念は晴れそうになく、施設職員はみな沈み込んでしまいました。

防犯カメラの映像で疑いは晴れたが納得できない

■ 共用部分の防犯カメラのおかげで殺人の疑念は晴れた

以前高齢者施設の窓から介護職員が利用者を突き落とした殺人事件は、人々の印象に強く残っていますから「誰かが突き落としたのではないか？」という娘さんの疑念も仕方ありません。しかし、本事例では、食堂にカメラが設置されていて、転落事故の場面が全て録画されていたため、という娘さんの疑念は晴れました。



もし録画が無ければ永遠に疑念は晴れませんから、施設内の共用部分の防犯カメラの設置は、今後もっと重要性が増して広く普及すると考えられます。

■ 窓の転落防止措置

次に、娘さんの言う「窓の転落防止板が完全でなかった」という指摘はどうなのでしょう？病院や介護施設の窓からの転落事故の判例を見てみると、窓からの転落事故で施設の賠償責任ありと判断されるのは次のようなケースです。

- ① ガラス戸が全開にならないようにウインドロックが付いていない
- ② 窓に転落防止のための板や柵が付いていない
- ③ ベッドや椅子など上れるものが近くにあると容易に登れる

本事例の窓はウインドロックが設置されていて、2本の転落防止板の隙間は23cmでした。また、窓の近くに上られるような台や椅子もありませんから、前述の判例の基準に照らすと、この窓が高齢者施設としての、安全性を欠いているとは考えられません。

■ 「施設に酷い扱いを受けた」

娘さんの「施設に酷い扱いを受けた」という疑念は晴れそうもありません。介護記録では疑念が晴れそうもありませんから、施設職員はみな憂鬱です。こんな時に主任が「娘さんはHさんの暮らしがりを知らないから責任を感じてるのだろう」と言って、Hさんの暮らしがりを思い出してみんなで書いてみることにしました。物静かなHさんでしたが、職員にお菓子の買い物を頼んで好きな煎餅を買ってきてもらったことなど、楽しい様子もたくさん思い出しました。その後、介護職員一同でHさんの暮らしのエピソードを綴り娘さんに送ると、娘さんから「みなさんのおかげで父が楽しく過ごしていたことが分かりました」とお礼の手紙が届いたそうです。



デイの認知症利用者の加害事故への対応

－加害者の対応に任せて良いか？－

■「きちんと賠償して下さい」と対応したが・・・

認知症の重い男性Sさんが利用しているHデイサービスは、定員30名の規模の大きい賑やかなデイサービスです。Sさんは68歳で身体に障害が無く体力もあり、賑やかなデイの雰囲気ですぐ興奮して他の利用者を叩いたりするので、職員はできる限り目を離さないようにしています。ところがある日職員が目を離した際に、やはり認知症がある女性利用者と言われた言葉に腹を立てて突き飛ばし、相手を骨折させてしまいました。連絡を受けて駆けつけてきたSさんの息子さんに対して、デイの所長は「被害者への賠償をきちんとお願いします。デイサービスも迷惑しているのだから」と被害者への対応を促しました。Sさんの息子さんはその時は恐縮して、被害者の骨折の治療費などを支払うと約束しました。また、デイサービスではSさんのこの事故がきっかけで、Sさんの利用を断ったことから、その後Sさんと被害者との賠償交渉については知りませんでした。

ところが、1カ月後に入院した被害者が病院で亡くなったため、Sさんは被害者に対して賠償することができなくなり、被害者はデイサービスに賠償するように求めてきました。

偶発的な加害事故で施設の責任は問われるのか？

■職員の見守りには限界がある

デイサービスの賑やかな雰囲気が合わなかったり、広いデイルームに不安を感じて興奮し、他の利用者に対して暴力行為や迷惑行為をしてしまう認知症の利用者がいます。ですから、デイサービスではこれらの利用者に対して、スペースを狭く区切って落ち着いて過ごせる居場所を作るなどの工夫をしていますし、特定の利用者に敵意を持つような場合は、職員が見守るなどの対策を取っています。

しかし、これらの対策にも限界がありますから、本事例のような事故は避けられないこともあります。では、このようなデイサービスにおける認知症利用者の加害事故が起きた時、デイサービスはどのように対応すべきなのでしょう？まず、法的な責任をチェックしておきましょう。



■デイサービスにはもともと法的責任が発生している

加害者に認知症がある場合本人は責任無能力者として賠償責任を負わず、本人の保護者と代理人の役割をしている家族が本人に代わって賠償責任を負うことになります（民法714条1項）。しかし、デイサービスの利用中（管理下中）に起きた事故では、デイサービスも代理監督義務者として家族と連帯して賠償責任を負わなくてはなりません（民法714条2項）。

このケースでは、被害者はどちらへも全額請求することができますから、加害者家族に賠償資力がなければデイサービスが全額賠償しなければなりません。監督義務者がその監督義務を怠らなかったときは責任を免れる（民法第714条1項但書）とありますが、介護のプロであるデイサービスは監督義務を怠らなかったと立証することは難しいでしょう。

では、デイサービスは認知症で暴力行為などの事故に、どのように対応すれば良いのでしょうか？本事例では事故発生当初からデイサービスの法的責任を考えて、Sさんの息子さんと被害者の賠償交渉に積極的に関わるべきだったのです。デイサービスは賠償責任保険にも加入していますから、保険会社に相談して難しい賠償交渉を進めることもできたはずなのです。

